

ステップ4 自分の気持ちをのこす

住まいの今後についての思いを正式に伝えないまましていると、のこされた家族等はどうしたら良いかわからず、相続トラブルの元となります。また、判断能力が不十分になると、思いを正式にのこすことができなくなるかもしれません。

元気なうちに、自分の気持ちを、以下の方法を参考にのこしておきましょう。

自分の気持ちを伝える様々な方法

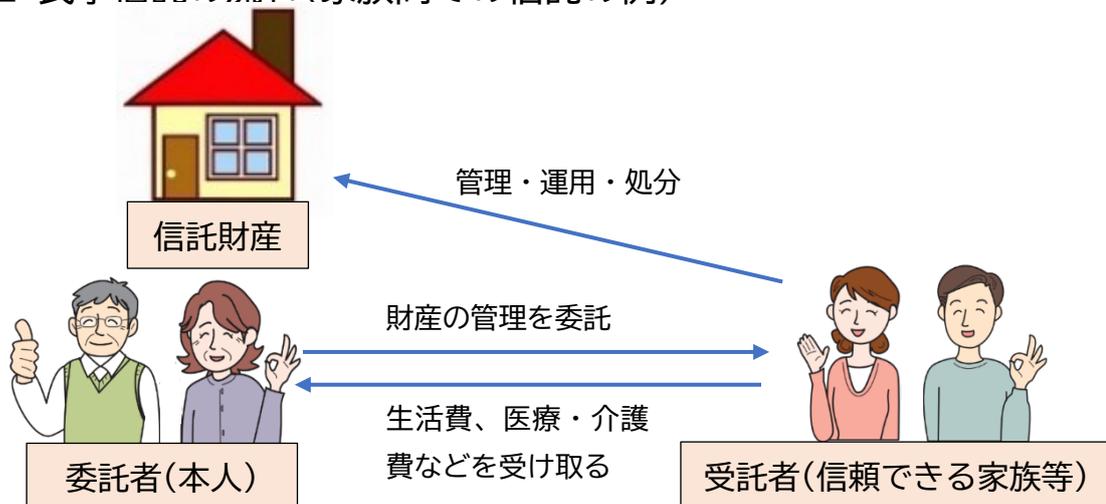
① 生前贈与

概要	生前に自分の財産を贈与する
ポイント	1 本人が贈与させたい人に所有権を移すことができる。 2 法定相続人以外にも財産を贈与することが可能。 3 贈与税や不動産取得税等がかかる場合がある。

② 民事信託

概要	自分の財産を家族・親族など信頼できる人に信託し、管理・運用・処分してもらう
ポイント	1 判断能力を有するうちから制度を利用できる。 2 信託の内容は当事者間で自由に決めることができる。 3 死後の財産の維持管理ができる。

■ 民事信託の流れ(家族間での信託の例)



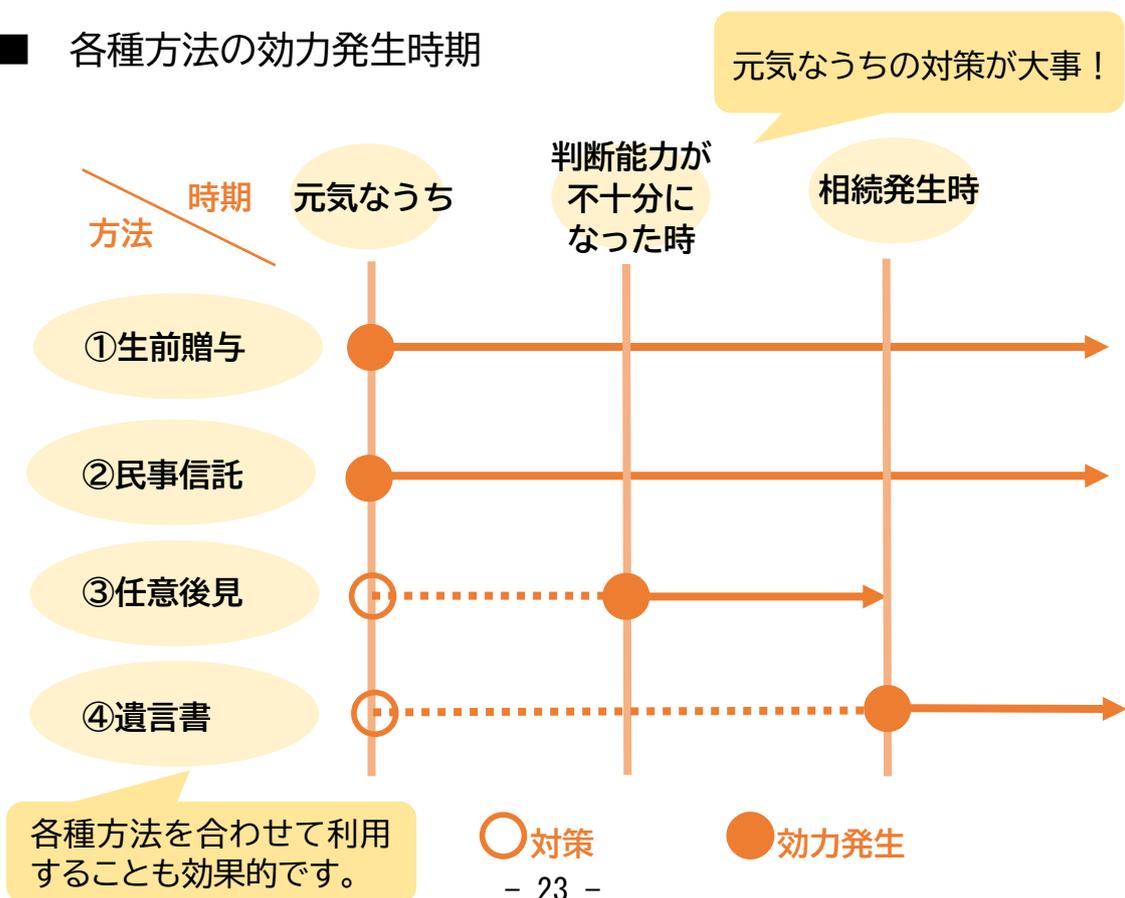
③ 任意後見

概要	将来の判断能力低下に備えて後見人を選任し、財産を維持管理してもらう
ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症などで判断能力が不十分になってから開始する（元気なうちは開始しない）。 2 家庭裁判所から選任された監督人が付くため、問題が起きにくい。 3 死後の財産の維持管理はできない。

④ 遺言書

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の財産を誰に、どのようにのこしたいかを文章にして伝える方法 ・手書きで作成する「自筆証書遺言」と、公証役場で作成する「公正証書遺言」の2種類がある
ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 正式に自分の気持ちをのこすことができる一番手軽な手法。 2 いつでも作成し直すことができる。 3 自筆証書遺言では、要件を満たしていなければ無効になる場合がある（24ページ参照）。 4 公正証書遺言では、文字の記入ができなくても口述で自分の気持ちをのこすことができる。

■ 各種方法の効力発生時期



ステップ4 自分の気持ちをのこす

■ 自筆証書遺言成立の基本的要件

要件①
原則、遺言者本人が**全文を自筆で書く**こと

要件②
作成した**日付**を明記すること

要件③
署名すること

要件④
印鑑を押すこと

遺言書

遺言者 八王子 太郎は、以下のとおり遺言する。

1. 妻 八王子 花子(昭和○年○月○日生)に次の財産を相続させる。

(1)土地

所在 東京都八王子市○町○丁目○番○号
宅地 ○○平方メートル
：

令和○年○月○日
東京都八王子市○町○丁目○番地○号

八王子 太郎 (印)



住みカツからのアドバイス⑨

気持ちを伝える様々な方法については、専門家に相談しましょう

任意後見制度の利用相談のほか、自分の気持ちを伝える様々な方法についての詳細は、成年後見・あんしんサポートセンター八王子までお問合せください。

【お問合せ先】

社会福祉法人・八王子市社会福祉協議会

成年後見・あんしんサポートセンター八王子

TEL：042-620-7365 FAX：042-623-6421

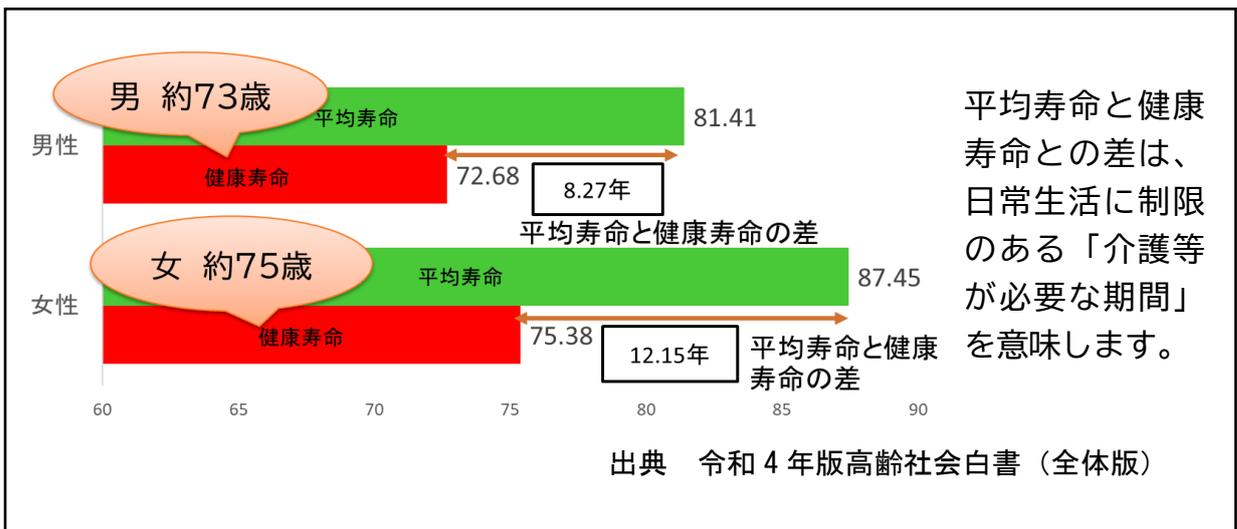


住みかちからのアドバイス⑩

体力・判断能力があるうちに自分の気持ちをのこしておきましょう

介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる寿命を「健康寿命」※1と言います。高齢になれば、病気や障害などにより介護が必要になる可能性が高まります。また、要介護認定者を除いた高齢者においても、4人に1人が認知機能の低下がみられています※2。円滑な引継ぎのためには、「健康寿命」を意識した早めの対策が求められます。

※1 平均余命（寿命）と健康寿命の差について



※2 65歳～69歳の高齢者のうち認知機能が低下している人の割合(要介護認定者を除く)

